

# 社会福祉法人天年会 役員・評議員、評議員選任・解任委員の 報酬及び旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人天年会（以下「法人」という。）の役員及び評議員、評議員選任・解任委員の報酬及び旅費について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員の職務遂行の対価として支払われるものである。

(評議員会、理事会及び評議員選任・解任委員会の報酬)

第3条 役員が理事会及び評議員会に参加したとき、また評議員が評議員会に出席したとき、評議員選任・解任委員の外部委員が評議員選任・解任委員会に出席したとき、報酬及び旅費を支払うことができる。

2 前項に関する報酬及び旅費については、以下に記載する日当と旅費を合算して支給する。

日当		1日に付き5,000円とする
旅費	鈴鹿・亀山・四日市市内在住の場合	往復3,000円
	上記以外（県内）	往復5,000円
	上記以外（県外）	往復10,000円

(評議員及び役員の報酬)

第4条 評議員及び役員が、評議員会及び理事会以外の日において、法人業務及び法人が実施する社会福祉サービスの事業（以下「事業」という。）の運営のために業務にあたった場合は、報酬及び旅費を支払うことができる。

2 前項に関する報酬及び旅費については、以下に記載する日当と旅費を合算して支給する。

日当		1日に付き10,000円とする。但し、4時間以内は5,000円とする。
旅費	会場・目的地が、評議員及び役員の自宅と同一市内である場合	3,000円

会場・目的地が、評議員及び 役員の自宅と同一県内である 場合	5,000円
会場・目的地が、評議員及び 役員の自宅と他府県である場	10,000円

- 3 会場・目的地への旅費が前項に定める額を上回る場合は、旅費精算書、領収書等の提出をもって精算し、理事長決裁を経て、実費を支給する。

(支払方法等)

第5条 支給の方法は現金支払いとする。

- 2 第3条に係る報酬については、評議員会及び理事会、評議員選任・解任委員会が開催された当日に支払う。

- 3 第4条に係る報酬については、当該業務が終了し領収書等の提出された後、5日以内に現金で支払う。ただし、受取人の都合で期限を超える場合はこの限りでない。

(報酬等の公表)

第6条 理事及び監事、評議員の区分ごとの報酬等の総額（職員としての給与を含む）については、現況報告書に記載し、鈴鹿市に報告する。

(適用除外)

第7条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員及び評議員選任・解任委員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(改正)

第8条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

## 附 則

この規程は、平成25年9月17日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年5月25日から施行する。

この規程は、平成28年12月18日に改正し、施行する。

この規程は、令和5年12月2日に改正し、施行する。